

(参考資料：昨年度の答申書)

# 答申書

(平成24年2月13日)

鳥取市国民健康保険運営協議会

## (概況)

医療保険制度は、高齢化の急速な進行等により年々増加する医療費と、長期低迷する経済情勢の影響や雇用状況の悪化と相俟って、その財政運営は年々厳しさを増し、医療保険制度そのものが大変厳しい状況となっている。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤をなしているが、他の医療保険に属さない者を被保険者としているため、被用者保険と比べ低所得者や高齢者が多く、また無職の世帯が急増しており、その運営は極めて厳しい状況にある。

このような状況の中で、国においては、税と社会保障の一体改革を目指し、議論を行っており、国民健康保険の財政基盤強化策の恒久化、保険料軽減制度の拡充、財政運営の都道府県単位化の促進、都道府県調整交付金の割合の引上げによる調整機能の強化などを検討しているところである。

本市における国保事業は、全国的な傾向と同じく、非常に厳しい財政運営を迫られたことから、2年連続での保険料率の引き上げと併せて一般会計からの法定外繰入を実施してきたが、これらに加えて、医療費適正化と保険料収入確保策の強化により、ようやく収支の均衡を図れる状況に至ってきたところである。

このような状況を踏まえ、本市の今後の国保事業の運営について、慎重に審議した結果、次の結論を得たので答申する。

## (医療給付費分保険料関係)

### (1) 賦課限度額について

保険料の賦課限度額については、国民健康保険法施行令で定められているところであり、その額は現在51万円である。

本市においても、國の方針どおり51万円とすることが適当であると考える。

### ◎ 賦課限度額

51万円 (現行51万円)

※参考

賦課限度額の推移

(単位:千円)

年 度 区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国 の 基 準	530	560	470	470	500	510	510
本 市 実 繢	530	560	470	470	500	510	510
国 の 基 準 と の 差	0	0	0	0	0	0	0

## (2) 保険料率について

国保の財政状況は、2年連続の保険料率引き上げを実施してきたことに加えて、キャンペーン活動やジェネリック医薬品の差額通知による医療費適正化の取り組みの強化、収納努力により、平成24年度は突発的な事態が発生しない限り収支の均衡を図れるものと考えられる。

以上のことから、平成24年度の保険料率について、検討の結果、次のとおり据え置きとすることが適当であると考える。

### ◎保険料率

(単位：%，円)

現 行					平成24年度				
区分	所得割	資産割	均等割	平等割	区分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	7.90	16.80	25,800	27,200	医療分	7.90	16.80	25,800	27,200

## (後期高齢者支援金分等保険料関係)

### (1) 賦課限度額について

保険料の賦課限度額については、国民健康保険法施行令で定められているところであり、その額は現在14万円である。

本市においても、國の方針どおり14万円とすることが適当であると考える。

### ◎ 賦課限度額

14万円 (現行14万円)

## ※参考

### 賦課限度額の推移 (単位：千円)

年 度 区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国 の 基 準	120	120	130	140	140
本 市	実 績	120	120	130	140
	国 の 基 準 と の 差	0	0	0	0

## (2) 保険料率について

保険料については、医療分と同様に四方式（所得割、資産割、均等割、平等割）により賦課される。

具体的には、社会保険診療報酬支払基金から示される全国一律の一人当たりの負担見込額に基づく後期高齢者支援金をもとに、賦課割合及び保険料率により賦課額を算出することとなる。

本市における平成24年度の後期高齢者支援金は2,346,094千円と見込まれる。

これをもとに、平成24年度の保険料率について検討した結果、次のとおり据え置きとすることが適当であると考える。

#### ◎保険料率

(単位：%，円)

現 行				平成24年度			
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
2.60	4.40	7,500	6,500	2.60	4.40	7,500	6,500

#### (介護納付金分保険料関係)

##### (1) 賦課限度額について

保険料の賦課限度額については、国民健康保険法施行令で定められているところであり、その額は現在12万円である。

本市においても、国の方針どおり12万円とすることが適当であると考える。

#### ◎賦課限度額

12万円 (現行12万円)

#### ※参考

##### 賦課限度額の推移

(単位：千円)

年 度 区 分	年 度						
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国 の 基 準	80	90	90	100	100	120	120
本 市 実 繰	80	90	90	100	100	120	120
市 国の基準との差	0	0	0	0	0	0	0

## (2) 保険料率について

保険料については、医療分と同様に四方式（所得割、資産割、均等割、平等割）により賦課される。

具体的には、社会保険診療報酬支払基金から示される全国一律の一人当たりの負担額に基づく介護納付金をもとに、賦課割合及び保険料率により賦課額を算出することとなる。

本市における平成24年度の介護納付金は1,052,338千円と見込まれる。

これをもとに、平成24年度の保険料率について検討した結果、次のとおり据え置きとすることが適当であると考える。

### ◎ 保 険 料 率

(単位：%， 円)

現 行				平成24年度			
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
2.20	4.40	8,000	6,200	2.20	4.40	8,000	6,200

## 当協議会の意見として

平成24年度の本市国民健康保険費特別会計は、保険料率を据え置きする考え方を示したが、医療費は年々増加しており、国保財政は予断を許さない状況にある。

したがって今後とも危機感を維持しながら、以下の点に留意して国保事業の健全運営に努められるよう、意見を申し述べる。

1、市町村国保の財政状況は非常に厳しい状況にあり、保険者の裁量で運営を健全化できる範囲を超えており、制度の維持・存続に向けて、抜本的な改革に取り組むよう、国・県等へ強く要望すること。

2、市民の健康の維持・向上及び生活の安定を確保するため、安定した国民健康保険事業の運営と国保財政の健全化に向けて、以下に掲げる事業について、積極的に取り組むこと。

(1) 国民健康保険が危機的な状況であるという認識を市民が共有するため、広報活動を進めること。

(2) 収納率の低下傾向に歯止めを掛けるため、納付環境の改善、徴収体制の強化、強制徴収の実施など、より一層の収納率向上対策を実施し、被保険者に不公平感が生じないよう努め、保険料収入の確保を図ること。

(3) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及・促進に引き続き努め、医療費の適正化を総合的に推進していくこと。

(4) 被保険者の健診データ、レセプトデータなどを活用し、重症化予防、適正受診など保健事業の推進を図ること。

(5) 特定健康診査・特定保健指導について、十分な周知を図り、受診率・実施率の向上に努め、医療費の適正化及び市民の健康の保持・増進に努めること。

(6) 保険料算出方法における、資産割のあり方について引き続き検討すること。